

# 生命保険は難しい？



「生命保険は難しくわからない」という言葉をよく聞く。一般的に、自分で理解できない商品を入人は買わない。では、生命保険を契約する人は少ないのだろうか。実は逆の答えが出ている。生命保険協会の資料によれば、生命保険延べ契約数は、個人生命保険だけで1億件を超え、まさに国

民1人1契約で、平均保険金額も約1000万円となっている。

生命保険は、人の死に対して金銭を支払う機能を持つ唯一の金融商品である。大勢の人が共同でリスクを統計的に平準化し、あらかじめ一定の保険料を支払うことで、死亡などの保険事故が発生したときの支払いに備えるものである。こうしたリスクに備える機能は、個人はもろろんのこと企業にとっても有効で、生命保険でしかカバーできないものである。

## 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

また、生命保険には資産(含み資産)を形成する機能がある。保険の種類により、満期に保険金が下りるものや、途中解約した際に解約返戻金が発生するものがある。返戻率の高い商品については、企業が資産を形成していく上で有効な手段となる。一部を除き確定利率であること、いつでも解約が可能で現金が引き出せる流動性の高い商品であること、商品によっては保険料の損算入など税制上のメリットを有することなどの特徴を持つからである。

非常に種類が多いので、選択に苦勞するケースがある。かつて生命保険は、ほぼ同じ保険料、配当率で展開され、「保険はどれでも同じ」だった。しかし、90年代以降の規制緩和、7社の保険会社の破たん、外資系企業の参入を経て、業界の再編が進み、商品も非常に多様化した。96年からは、複数社を扱う乗合代理店が認められたが、保険料や会社格付等の比較情報提供は事実上禁止されているので、最適な商品を選ぶには、自身で各社の商品の内容をよく検討する必要がある。

# 生命保険の種類



生命保険の中心機能である死亡保障と、資産(含み資産)形成機能から見て、生命保険には「定期保険」、「終身保険」、「養老保険」の3種類があり、保険商品はこの3つの保険の組み合わせで根幹が形成されている。

「定期保険」は保険期間が5年、10年というように一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金が受け取れる。満期保険金はなく、保険金額が一定で変わりない。定期期間が一定だが、一定期間ごとに保険金額が減っていく。通常定期保険は貯蓄機能を持たず、保険料も安い。

「終身保険」は保険期間が定期保険と異なり一定ではなく、一生死亡保障が続くので、満期保

## 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

険金はないが、相続準備に有効な保険である。保険料の払い込みが一定年、貯蓄機能が高い。年齢または一定期間で満了する有期払込タイプと、一生支払い続ける終身払込タイプがある。貯蓄機能を持つ人は個人でも法人でもなれる。被保険者(その人の生死、ケガなどが保険の対象となっている人)と生命保険会社の同意があれば変更も可能である。被保険者の同意があれば、保険金受取人も変更できる。

原則的に被保険者以外はすべて変更可能であるが、変更により課税関係が大きく変わることがあるので、注意が必要である。

### 経営者の死亡リスクに備える

中小企業は、社長が連帯保証人になり、あるいは自宅などを担保として銀行から融資を受けていることが多い。また、社長の個人的な営業力や人脈で売り上げが成り立っているケースも多い。中小企業における最大のリスクは経営者の死亡である。その最大のリスクに対して、後継者を育成し



たり、個人プレーではなく組織で実績を上げるしくみをつくる必要がある。だが、それを補完する機能として経営者を被保険者とする生命保険契約が有効である。会社が契約者となり、経営者を被保険者として保険契約を設定する。カバーすべき分野としては、会社の借入金返済、買掛金支払い、経営者死亡による売り上げ減少、利益減少の補てん、経営者の死亡退職金支払い、事業承継にあたっての死亡経営者持ち分の自社株購入

## 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

資金、万一会社を清算する場合、従業員への退職金支払い、会社清算資金等である。このケースでは、保険種類としては定期保険が一般的である。注意すべきことは、税金の支払いである。定期保険の場合、通常保険料は会社の損金に算入できるが、一方、経営者が死亡した場合の保険金は会社に入って収益となり、借入金返済、買掛金決済等は税務上費用とならないので、保険金収入への課税が生じ、正味使える金額が減少するケースがある。この税金分を見込んだ保険金額の設定が必要である。定期保険の設定期間は、リスクが存在する期間と対応させる必要がある。借入金で大きな設備投資などを行った場合、借入金残高は年とともに減少するので、保険料を節約するために、一定期間ごとに保険金額が減少する通減定期保険を活用する方法もある。重要なことは、生命保険でカバーすべきリスクと加入の目的を特定し、ムリ、ムダのない契約にすることである。個人と法人では必要性が異なるので、特約なども法人として必要なものに限定する必要があるのである。

### 社員の福利厚生に活用する

生命保険は、社員の福利厚生のためにも活用できる。企業が契約者となり、従業員を被保険者として加入する「総合福祉団体定期保険」が最もポピュラーなものである。この保険は一年更新の定期保険で、企業が保険料を負担し、原則として役員・従業員の遺族が保険



金受取人となり、役員・従業員が死亡または高度障害状態になった場合に、弔慰金・死亡退職金規程等に則した保険金を遺族に支払うものである。団体保険のため、保険料は個人保険に比べて割安である。役員・社員の全員(普遍)加入が原則で、保険料は福利厚生費として全額損金算入できる。

厚生労働省の平成16年「就労条件総合調査」によれば、調査回答企業の20.8%(従業員千人以上の企業では42.2%)がこの総合福祉団体保険

## 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

に加入している。しかし、平成11年の同調査ではこの値は28.1%に達しており、雇用形態の多様化等を受けて、企業の福利厚生施策にも変化が生じていることが推察できる。死亡保険金と満期保険金と同額である養老保険を活用した福利厚生プランも一般的な手法である。企業が契約者、役員・従業員を被保険者、役員・従業員の遺族を保険金受取人とする。企業に入る満期保険金を退職金の原資とし、在職中に死亡した場合は死亡保険金が直

加入対象は原則として役員・従業員全員とする。このような形態の場合、保険料の2分の1を福利厚生費として損金算入(残り2分の1は資産計上)できることから、ハーフタックスプランとも言われている。加入対象が、役員、部長、その他特定の従業員の場合には、保険料は役員・従業員の給与扱いとされるので、注意が必要である。

### 含み資産を形成する

生命保険は、途中解約した際に解約返戻金が発生するものがある。一部の商品を除いて返戻率は確定しており、流動性が高いくつでも現金の引き出しが可能で、商品によっては保険料の損金算入など税制上のメリットも有する。



生命保険は、途中解約した際に解約返戻金(返戻率)が高い商品の代表が、期間の経過とともに死亡保険金が増加していく。増定期間保険である。この収益は、保険料が全額損金処理された場合、解約返戻金の全額が収益(益金)となる。この収益は、保険を解約するまでは決算書上には現れず、いわば簿外を含み資産、含み利益と見なすことができる。しかし、増定期間の解約返戻金はピークを過ぎると減少し、保険期間の終了時点でゼロとなるので

### 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

(5)

注意が必要である。そのほか、保険料の全額損金算入が可能で、一定の解約返戻金が発生する商品としては、終身ガン保険などがある。

企業経営には思わぬリスクが存在する。損害保険はそれをカバーする商品だが、火災や自動車事故などあらかじめ特定されたリスクに対応したものであり、それ以外のものに対しては担保できない。生命保険の含み資産機能を使えば、万一の際に保険を解約することにより解約返戻金を取り出すことができるので、その範囲で損失に対応することが可能である。

赤字を出すことが許認可面でもダメージとなる業種もある。建設業は公共事業の受注に関連して、経営事項審査(経審)により経常利益率などを含む経営状況についての評価点が下される。産業廃棄物収集運搬業など産業廃棄物処理業は、許認可に際して決算内容が問われ、赤字の度合いによっては業許可が下りないケースもある。そうした際に、緊急避難的な対応として生命保険の含み資産を活用し、解約返戻金の範囲で損失をカバーすることが可能である。

### 退職金制度をめぐる変化

退職金制度をめぐる環境変化が進んでいる。平成24年までに適格退職年金制度(通年)を廃止することが決まっている。適年は、生命保険会社等と契約を結び、退職金原資の積立を全額損金となる掛け金として拠出して行うものだが、低金利の経済状況を反映して



積立不足の状態が深刻化している。企業は平成24年までに、積立金を中小企業退職金共済制度(中退共)や確定拠出年金などに移管するか、あるいは解約して従業員に払い出ししなければならない。昭和27年に創設された退職給与引当金制度が同じく平成14年に廃止された。退職給与引当金は、従業員の退職金の支払いに備えて企業内部に原資を積み立てる引当金制度であり、かつては期末の退職金要支給額の最大40

### 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

(6)

%まで引当(損金算入)が可能だった。これが廃止された影響は大きい。今後企業が、退職金原資を企業内部で準備しようとする場合、税引後の利益を内部留保していくしか方法がない。

退職金費用を毎年の経費とし、損金化を図りた場合、中退共や確定拠出年金など外部の制度に拠出することになるが、いったん企業から出た資金は、2度と企業には戻ってこず、従業員の退職時や受給年齢に達した際に直接従業員に払いこまれている。

費用の平準化を図りつつ、いったん企業に資金を戻すことで支払い額をコントロールしたい場合は、含み資産形成機能を持つ保険商品を活用することがほとんど唯一の方法である。つまり、一部または全額損金算入できる保険料という形で毎年資金を拠出し、退職金支払いの必要が生じたときに保険を解約し、解約返戻金をその支払いに充てる。損金処理された保険料に対応する解約返戻金は収益に計上されるが、退職金という費用の発生と相殺されることになる。

### 従業員退職金原資確保に活用

満期保険金と死亡保険金と同額である養老保険を活用し、満期保険金を退職金の原資に充てる方法は前述したが、その際のポイントは税制上の優遇措置を得るために、全員加入を原則とすることである。そうした場合には、保険料の2分の1は福利厚生費として損金算入が認められる(ハーフタックスプラン)。

もう一つのポイントは満期を退職年齢にあわせることである。満期を退職年齢にあわせずに一律10年などとするケースを見受けると、保険の満期と退職金の支払いという資金の受給がマッチしない。また保険満期による収益の発生と退職金という費用の発生が一致せず、結果として税負担も重くなる可能性がある。

そのほかに、終身ガン保険など保険料が全額損



保険など保険料が全額損

### 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

金に算入できる保険を活用し、解約返戻金を退職金原資に充てる方法もある。従業員が在職中は保障機能を活用し、退職時に解約して会社の収入となる解約返戻金を退職金の支払いに充当する。

これらの方法は、従業員の入社、退社時の保険契約に関する個々のメンテナンスが必要となる。そこで、役員を被保険者とする大口の保険で高い保障機能を確認しつつ、従業員の分まで含めた退職金原資確保をまとめて行う。期間の経過とともに保険金額が増えていく逓増定期保険はこうしたケースに活用される。逓増定期保険の解約返戻金は一定期間までは順次増加し、ピークを過ぎると減少していくが、このピーク付近における高い返戻率による解約返戻金を退職金の原資に充当するのである。

この場合は、返戻率が低下する前に解約返戻金を活用することがポイントとなる。保障内容に加え、資金需要つまり退職時期と保険契約の期間、保険金額等のマッチングが必要であり、場合によって部分解約の手法を活用するのも有効な手段である。

### 役員退職慰労金(1)

中小企業経営者は、税法で規定する同族株主に該当することが多く、相続にあたっては株価の評価が想像以上に高くなり、高額な相続税の支払いが必要となる場合がある。

その際、相続財産に現金や流動性の高い資産がないと、相続税の支払いに困ることになる。事業承継や相続をスムーズに行

退職金は勤続年数に応じて、税制上非常に優遇されているが、一方で「過大な役員退職給与の損金不算入」のルールがある。損金算入限度額については、最終報酬月額×在任年数×功績倍率(社長の場合3倍程度)がその目安となる。創業社長など特別に功績があった場合の功労加算金、死亡退職の場合の弔慰金は別枠で認められる。

オーナー経営者の場合、



オーナー経営者の場合、

### 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

その功績からして退職慰労金も高額になることがある。それが適正な金額であったとしても、準備のない企業にとっては、資金手当てと損失計上の両面で負担は重く、結果として必要な支払いが行えないケースも多い。役員退職慰労金の支払いには、少なくとも数年にわたる準備が必要である。

重要なポイントは、退職の時期を明確にすることである。時期が決まれば、退職慰労金の支払いに向けての保険商品等を活用した資金の準備や、後継者教育も計画的に行える。オーナー経営者の場合、会社に愛着を持つあまり、結果として引退のタイミングを逸するケースも多いが、そのような場合、二段階引退方式となる「みなし退職」のしくみを活用することが有効である。①代表権・経営権を返上し、常勤から非常勤に変更する②取締役から相談役、監査役等になる③役員報酬を5割以上減額する。これらの措置をとることで、実質的に退職した場合と同様であると認められ、退職慰労金の支払いが可能になり、あわせて完全引退時における2度目の退職金支払いも可能となる。

### 役員退職慰労金(2)

役員退職慰労金の支払準備には、保障機能を確保でき、解約返戻金の活用が可能な長期平準定期保険や通増定期保険が使われるケースが多い。定期保険は、満期保険金のない生命保険だが、保険料が平準化されているため、保険期間の前半において支払う保険料の



中に前払保険料が含まれている。特に保険期間が長期にわたる長期平準定期保険や保険期間中に保険金額が通増する通増定期保険は、保険期間の前半において相当多額の前期払保険料が含まれており、解約の際にはこれに対応した解約返戻金が発生する。

### 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

期間の前半6割)において、支払保険料の半分を資産計上し、残りを損金に算入する。こうした機能により退職金原資の確保と費用の平準化に活用することが可能である。通増定期保険については、保険期間によっては保険料の全額損金算入が可能であり、数年の間に保険料を拠出し、退職金支払いに備える場合などに活用される。

相続までを想定した場合、保障が一生継続し終身保険への加入が有効な手段となる。法人契約で終身保険に加入した場合、

保険料は全額資産計上となるので、費用の平準化はできないが、終身保険契約そのものを退職金として現物支給することも可能である。この場合、退職金支給額の評価は、その時点で解約した場合の解約返戻金の額となる。また、終身保険を被保険者である役員の死亡時まで会社契約のまま継続した場合、死亡退職金の原資としたり、一定の条件をクリアした場合、相続人に相続された自社株の買取資金とし、円滑な相続、事業承継に役立てることも可能である。

### 総合的な財務戦略の必要性

変化が激しく、リスクに満ちた経済環境にあつて、企業存続のための総合的な財務戦略が必要になってきているが、その際生命保険でしかカバーできない分野がある。



生命保険は、人の死に対して金銭を支払う機能を持つ唯一の金融商品であると同時に、保険種類によっては含み資産、含

み利益を形成する機能を持つ。また、一部の商品を除き確定利率であり、契約者貸付制度なども利用できるが、解約返戻金を有するものについては、いつでも解約して現金が引き出せるきわめて流動性の高い商品である。加えて各種の税制上のメリットも有する。

### 企業経営と生命保険

ビジネスリンク代表取締役、中小企業診断士・西川 幸孝

資産(利益)形成機能により幅広い経営リスクと経営損失に対応する。生命保険は、このような経営目的に活用可能である。

生命保険業界は自由化、競争激化の流れの中であり、銀行による窓口販売や通信販売、インターネット販売など、販売チャネルも非常に多様化し、商品パリエーションも増加しつつある。また、生命保険協会のデータによれば、登録された生命保険募集人は、全国で約100万人(営業職員26万人、代理店使用人員72万人、平成16年度末)

一方で、商品の比較販売は原則として禁止されているので、購入に当たっては的確な判断が必要となる。今一度原点に戻り、保険加入の目的と必要性を明確にすることが重要で、そうした観点から既存の保険契約についても棚卸しをし、場合によっては見直しを行うことも必要となる。加入の目的を明確にした上で、生命保険を企業存続のための総合的な財務戦略の一環として有効に活用していくことが求められる。(おわり)